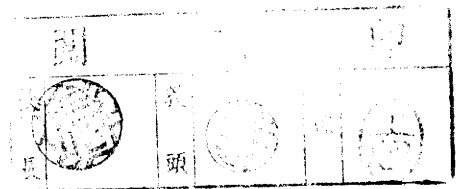
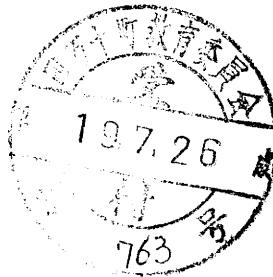




教育長	次 長	課 長	係
水間	香月		



19高教政第553号
平成19年7月20日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長
(公印省略)

職場復帰サポートシステム期間中の傷害保険の保障内容の変更について（通知）

職場復帰サポートシステム期間中の傷害保険の加入については、平成17年3月28日付け16高教職第1440号にて通知をし、平成17年4月1日以降の実施者から、県教育委員会の負担により傷害保険に加入することにしております。

このたび、平成19年8月1日以降、障害保険の保障内容の一部が下記のとおり変更になります。

つきましては、今後、サポートシステムの実施対象となる教職員が生じた場合には、下記により対象者に事前説明を行うとともに、これまで同様、保険の加入手続に一定期間が必要になることを念頭に置き、サポートシステム実施願を期限までに必ず提出するよう貴管内の学校長に周知くださるようお願いいたします。

記

1. 対象者への説明事項（傷害保険の内容等）

(1) 保険金額 ※（ ）はこれまでの保障金額

- 死亡・後遺傷害保険金 2,000万円 (2,000万円)
- 入院保険金 (日額) 6,400円 (3,000円)
- 通院保険金 (日額) 3,000円 (1,000円)

(2) 保険の対象

サポート実施期間内の就業中（通勤を含む。）の事故

(3) 保険の加入手続及び掛け金の負担

全て県教育委員会において実施し、対象者による手続き等は不要。

2. サポートシステム実施願の提出期限等

(1) 職場復帰予定日の属する月の前々月の末日までを原則とする。ただし、手続き等の関係で提出できない場合は、サポートシステムの開始予定日から最低2週間前までには必ず提出すること。（下記の例参照）

(例) ○職場復帰予定日：10月1日

○サポート期間：9月10日～9月23日

○実施願提出期限：8月31日（必着）

※実施願の提出日が遅れると、サポートシステムの開始日を遅らせる等の対応が必要となります。

(2) サポートシステムの対象者がいる場合には、時間的余裕を持って復帰の意思確認等を行い、サポートシステムの実施日等の決定前に教育政策課担当に事前相談をすること。

事務担当（問い合わせ先）

高知県教育委員会事務局教育政策課人事企画担当

TEL:088-821-4569